



## ペ ッ ト 飼 育 規 約

### < 飼い主の心得 >

ペットは人間の単なる愛玩物としてではなく、家族の一員としてその天寿を全うするまで飼い主が責任を持つ義務があります。

ペットは我々の生活に安らぎを与えてくれますが、特に共同住宅においては、たった一人の無責任な行動が全員の迷惑になることを認識しましょう。

散歩時には、たとえ外で排泄をしない習慣のペットであっても無用な誤解を避けるため処理用の袋は必ず持参して下さい。排泄物は、必ず持ち帰り 備え付けのペット専用汚物シューターに入れて処理して下さい。

ペットは常日頃から清潔に保ち、特に爪はこまめに短くして下さい。もし柱や扉などを傷つける恐れがあればその上に保護をして、あらかじめ予防をしておきましょう。

共同住宅内では、一人一人が常に周囲への心使いを忘れないようお願い致します。

### 〔 備 考 〕

ペットのトイレしつけ（犬・猫はマーキングの習性があります）無駄吠えをさせないなどのしつけを飼い主さんが根気よく頑張って教育しましょう。

浴室及び洗面化粧台でペットを洗うことは、出来ませんのでご注意ください。ペットの毛が排水管に詰まる原因になりますので、必ずグルーミングルームで洗って下さい。

トイレにペットの汚物を流すことは、出来ませんのでご注意ください。ペットの汚物は人間の汚物と違って切れ難いため排水管に詰まる原因になりますので、必ず入口横のペット専用汚物シューターに、汚物をティッシュペーパー等で包んでから投入して下さい。

（ 管理会社 ）



株式会社 福田屋

# ペット飼育規約

## 第1条（ペットの登録）

- ① 当物件入居時にペットの保健所への登録を行い、その資料を株式会社 福田屋(以下 管理会社という)に提出して下さい。
- ② 飼育者は登録したそのペットについて、別に定める用紙（様式 2）により、ペットの写真を貼り付けをして入居後 10日目までに管理会社に提出して下さい。
- ③ 登録したペットが犬の場合、年1回の予防接種の報告を別に定める用紙（様式 3）により管理会社に提出して下さい。「狂犬病予防法 第4条 第2項に基づく登録及び第5条に基づく 予防注射」

## 第2条（誓約書の提出）

飼育者は、別に定める（様式 1）誓約書を管理会社に提出して下さい。

## 第3条（他の居住者からの隔離）

飼育者は、そのペットを共有部分で他の居住者に迷惑にならぬよう最大限の努力を払うものとする。

## 第4条（ペットの特定）

- ① 飼育可能なペットは、有毒動物及び猛禽類・爬虫類・昆虫・大型動物等を除く、小型・中型犬（但し 管理会社が許可したもの）猫の他、小鳥・観賞用小魚等とする。但し、原則的に以下の表記載のある種と限定し一住戸における飼育数についても上限を下表に定めるものとする。又、異種各組み合わせによる場合においては総合で2種までとする。（すべて屋内飼育に限る）一時的な預かりでも飼育数内となります。

犬	飼育可能な種類	飼育上限数
種類名	ヨークシャテリア・マルチーズ・パピヨン・ポメラニアン・スピッツ・チワワ・シーズ・柴犬 プードル・シェルティー・ペキニーズ・コーギー・ダックスフンド・キャバリア・豆柴・雑種 その他管理会社が許可したもの。普通に抱いて歩ける大きさのもの（10kg以下程度）	2匹まで

猫	飼育可能な種類	飼育上限数
種類名	山猫等の大型のものは不可。原則的に種類は問わないが、管理会社が許可したもの。	2匹まで

小鳥	飼育可能な種類	飼育上限数
種類名	鳩や大型のものは不可。原則的に種類は問わないが、管理会社が許可したもの。	1籠まで（小型）

観賞用小魚	飼育可能な種類	飼育上限数
種類名	原則的に種類は問わないが、管理会社が許可したもの。	2水槽（小型）

その他小動物	飼育可能な種類	飼育上限数
種類名	ハムスター・モルモット・ウサギ・リス・その他管理会社が許可したもの。	1籠まで（小型）

（例） 犬と猫の組み合わせの場合      1匹ずつ（計 2匹とする）

- ② 上記1項の条件を満たし、尚且つ入居時に届け出のあったもののみ限定するものとし、それ以外は一切飼育してはならない。

#### 第5条（汚損、破損等の責任）

- ① 飼育者はペットが室内及び共用部分を汚損破損した場合は、自己の負担において復元するものとする。
- ② 飼育者は上記の汚損破損が発生した場合、直ちに管理会社に届け出るものとする。
- ③ 退去時の原状回復義務の範囲について、ペット飼育許可は汚損破損等ペットによる故意過失の原状回復義務を免除するものではなく、当然に借主において負担するものとする。

#### 第6条（個人賠償責任保険へ加入）

ペットによる事故が発生した場合に速やかにその解決ができるように、飼育者は個人賠償責任保険へ加入するものとする。保険等の書類の写しを管理会社に提出して下さい。（更新時も同様）

#### 第7条（事故の責任）

- ① 飼育者はペットが原因で発生した事故についてはその因果関係に沿って被害者に対しその責任を負うものとする。
- ② 飼育者は上記事故が発生した場合、直ちに管理会社に届け出るものとする。

#### 第8条（ペットによる苦情等の処理）

当物件入居者間及び近隣住民よりペット飼育に関する個人的な苦情が発生した場合は、当事者間において誠意を持ってその解決に当たること。但し苦情が本規約の飼育条件に違反する内容であった場合は苦情中立書（様式4）により管理会社に対し申し出るものとする。

#### 第9条（飼育条件違反者に対する措置）

飼育条件違反者について、管理会社は当該飼育者をペットと共に退去させることができる。民法の定めにかかわらずこれを承諾する。

#### 第10条（届け出及び禁止事項）

- ① ペットが死亡した場合は、ペット登録抹消届け（様式5）を死亡後7日目までに管理会社に届け出るものとする。また死亡に限らず譲渡・行方不明等の場合においても同様に管理会社に届け出るものとする。
- ② ペット死亡の際は飼育者の責任を持ってその処置（獣医師・役所・清掃事務所・専用葬儀所等への届出）にあたり適切に行うこと。
- ③ ペットのみを住居に残し1泊以上の外出をする場合は、ペットホテル又は知人等に必ず預けるものとする。
- ④ ペットの死亡等により、新たに飼育を行う場合は、本規約に基づき速やかに届出等を行うものとする。
- ⑤ 営利目的としたペット飼育は一切認めないものとする。営利目的の事実が発覚した場合は本規約第9条に基づく処分を管理会社は該当者に対し行うことができる。

第 11 条（補則事項）

- ① ペット専用の首輪及びヒモ等は必ず着用すること。
- ② 当物件の共用部分及び近隣公共物への糞・尿等の排泄を禁ずる。
- ③ 散歩の際は シャベル、紙、ビニール袋等を必ず持参すること。
- ④ ペット専用汚物シューターへの投入時は、汚物をティッシュペーパー等に包んでから投入すること。
- ⑤ ペットの散歩は、子供等の活動時間を外した時間帯に行うこと。
- ⑥ ペットを連れたままの立ち話、及び通行人の妨げとなるような行為を禁ずる。
- ⑦ 専有部分より ペットが勝手に出ないように十分な監視と管理を行うこと。
- ⑧ 近隣住戸に迷惑をかけるような鳴き声をあげさせぬこと。
- ⑨ 専有部分より ペットの「抜け毛」「臭い」等が出ないように十分な管理を行うこと。
- ⑩ ベランダ及び共用部分であるドックラン・玄関・ポーチ等に飼育小屋を設けぬこと。
- ⑪ 共用部分である玄関・ポーチ・中廊下等でのペットの活動を禁ずる。
- ⑫ ペットの飼育状況を予告無く公開することを予め了承するものとする。
- ⑬ グルーミングルームの使用後は、抜け毛・ゴミ・シャンプーや洗剤の残り等を必ず清掃すること。
- ⑭ ドッグラン及びグルーミングルームの退出時は、扉の施錠確認を怠らないようにすること。
- ⑮ 当物件にペットを同伴した来訪者を迎えるにあたっては、その招待者に本規則の遵守をさせること。
- ⑯ ペットを飼育なしで入居の場合も、当物件はペット共生集合住宅である事を承認し、規約に則りペットを理解、容認すること。
- ⑰ 本規約の改正は、管理会社が行うものとする。

( 管理会社 )  
株式会社 福田屋 御中

## 誓約書

下記の事項及びペット飼育規約の遵守をお約束いたします。又、遵守事項の不履行の場合にはペットと共に強制退去の処分を受けても何ら異議申し立てを致しません。

### 記

1. 条例等で定める事項 (犬の場合 予防接種など) を怠らないこと。
2. 当物件の飼育規約に基づき飼育を行ない物件への毀損・破損を行わないこと。
3. 衛生面の配慮に努め近隣住戸及び地域住民に迷惑のかからないように努めること。
4. 飼育するペットのしつけを責任を持って行い、トラブル等の発生を未然に防ぐ努力を怠らないこと。
5. 本誓約書及び飼育規約の不履行により管理会社より指示のある場合には、その決定に従うこと。
6. 万一飼育するペットが起因して事故が発生した場合は、責任を持ってその解決にあたること。

以上

年 月 日

物件名称 メゾンくわな プラス わん 

部屋名称 \_\_\_\_\_ 号室 \_\_\_\_\_

(自筆) (フリガナ)  
契約者  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(自筆) (フリガナ)  
保証人  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

( 管理会社 )  
株式会社 福田屋 御中

## ペット登録票

入居に際し以下のペットの登録をいたします。尚、記載事項に相違がないことを認め、虚偽ある場合においては管理会社より如何なる処置を受けてもその処置に従うものといたします。

① 登録するペットの種類・飼育数	種類 1	飼育数	種類 2	飼育数
② 登録するペットの種類・飼育数	年 月 日 <input type="checkbox"/> オス ( 歳 ) <input type="checkbox"/> メス		年 月 日 <input type="checkbox"/> オス ( 歳 ) <input type="checkbox"/> メス	
③ 登録番号 予防接種証明 (*犬のみ)	登録番号		予防接種 年 月 日	
④ 利用獣医	名称		TEL ( ) -	
	住所			
⑤ 不在時預け先	( ショップ・知人等 )			
預け先 1	名称		TEL ( ) -	
	住所			
預け先 2	名称		TEL ( ) -	
	住所			
⑥ ペット写真	*必ず背景の写っていない、体全体が確認できる写真を添付して下さい。			
	写真 1		写真 2	
	添付		添付	
(特記)			(特記)	

(注) 該当する  にチェック(レ印)をして下さい。 去勢等の処置が有る場合は特記に記入して下さい。

年 月 日

物件名称 **メゾンくわな**  **わん** 

(フリガナ)

部屋名称 号室 氏名 印

(管理会社)  
株式会社 福田屋 御中

## 予 防 接 種 報 告 書

以下の通り私の飼育する犬の予防接種を行いましたのでご報告いたします。

項 目	記入欄
報告者	物件名称 <u>メゾンくわな  わん </u> 部屋名称 _____ 号室 _____ (フリガナ) 氏 名 _____ 印 _____
予防接種内容	実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 予防接種先 _____ 接種先確認印 _____
特記内容	(上記以外に具体的な報告のある場合にご記入下さい)

(注) 予防接種(狂犬病予防接種&amp;感染症予防ワクチン)を証明する書類の写しを添付して下さい。

( 管理会社 )  
株式会社 福田屋 御中

## 苦情申立書

私は、下記のペットに関する苦情の申し立てを行い、貴社の判断に従うことに致します。

項目	記入欄
報告者	<p>物件名称 <u>メゾンくわな  わん </u></p> <p>部屋名称 _____ 号室 _____</p> <p>(フリガナ)</p> <p>氏 名 _____</p> <p>連絡先 _____</p>
内容	<p>( 具体的に日時や状況をご記入下さい )</p>

( 管理会社 )  
株式会社 福田屋 御中

## ペット登録抹消届

私は、飼育するペットに関し、以下の理由により登録の抹消を届出いたします。

項目	記入欄
報告者	物件名称 <u>メゾンくわな  わん </u> 部屋名称 _____ 号室 _____ (フリガナ) 氏 名 _____ 印 _____ 連絡先 _____
報告内容 1 (死亡の場合)	死亡日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 種 類 _____ 死亡後 手続 (飼育規約 第10条 第2項)の有無 <input type="checkbox"/> 手続済み <input type="checkbox"/> 未処理
報告内容 2 (譲渡の場合)	譲 渡 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 種 類 _____ 譲 渡 先 _____
特記内容 (行方不明等)	上記以外の理由により抹消する場合は、具体的に報告事項をご記入下さい。

(注) 該当する  にチェック(レ印)をして下さい。